

令和3年4月20日
(令和5年8月16日更新)
出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の影響により再入国許可の有効期限内に日本への再入国が困難な永住者及び特別永住者の方の相談窓口の御案内について

1 出入国在留管理庁

(1) 永住者の方

地方出入国在留管理局・支局（入国管理センターを除く。）

<http://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>

(相談できる時間)

午前9時から午後4時まで（土・日・祝日・年末年始は除く。）

(注) 空港支局を除く窓口対応時間。電話による御相談の受付可能時間は官署により異なります。

(2) 特別永住者の方

出入国在留管理庁在留管理支援部在留企画室

市町村連携係 TEL : 03-3580-4111 (代表) 内線 4327

(相談できる時間)

午前9時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日・年末年始は除く。）

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間を経過した方は、上陸申請時に到着空港の入国審査官へ御相談ください。

2 滞在先の日本国大使館・総領事館

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/>

※ 再入国許可を受けて出国した場合であって、同許可の有効期間が経過したときであっても、同許可期間経過後 1 年以内であれば、同許可の有効期間の延長を受けることができます。

※ 再入国許可の有効期間内に日本への再入国が困難な永住者への対応は[こちら](#)。